

### Ⅲ-3. 利益相反取引について

2025 年 1 月 19 日  
M.Fujii

法人オーナーと経営する法人の間の証券取引等で、まああるケースだと思います。  
今回は、非常にざっくりとした分析です。  
大きく二つのケースに分けて考えましょう。

#### [ I ] のケース

法人： 資産が増える(保有商品が追加される)取引  
取締役等： 資産が減る(保有商品が減る)取引

#### [ II ] のケース

法人： 資産が減る(保有商品が減る)取引  
取締役等： 資産が増える(保有商品が追加される)取引

⇒ [ I ] のケースにおいては、株主や会社から報酬を受け取っている取締役などは守られるので、会社法上問題になりません。

⇒ [ II ] のケースにおいては、株主や会社から報酬を受け取っている取締役などが守られない場合（会社資産が減って、役員報酬も払われなくなる会社になる例）がありますので、会社法上規制があります。

その規制は ① 事前の取締役会承認  
かつ  
② 取締役会への事後報告

注意を要します。

以上